

2024年合格目標  
基礎マスター・速修コース

# 事業税

第1回 体験講義用テキスト

TAC税理士講座



034-0979-1042-18



# 事業税 基礎マスター・速修コース 基本テキストNo.1 コントロールタワー

回数	教材 テ ー マ	基本 テキスト	ト レ ー ニ ン グ	ポ イ ン ト チ ェ ッ ク	理 論 マ ス タ ー
第 1 回	テーマ1 はじめに	P. 1	P. 2	P. 1	1-1
	テーマ2 法人事業税の納税義務者	}	}	}	
	テーマ3 法人事業税の課税団体			P. 10	1-2
	テーマ5 法人事業税の課税標準	P. 26	P. 9	P. 15	
第 2 回	テーマ10 法人事業税の税率	P. 29	P. 12 }	P. 17 }	2-1
	テーマ6 法人事業税の所得の算定方法	}	P. 43	P. 20	
第 3 回	テーマ6 法人事業税の所得の算定方法	P. 51	P. 44 }	P. 20 }	2-1
	テーマ8 課税標準に関する特別な計算	}	P. 55	P. 21	
	テーマ11 分割基準	P. 64	P. 64 }	P. 43 P. 63 }	2-6
第 4 回	テーマ11 分割基準	P. 67	P. 10 }	P. 67 }	2-8
	テーマ4 法人事業税の課税客体 実力テスト（通信添削問題）	}	P. 11 P. 70 }	P. 73 P. 11 }	
第 5 回	テーマ7 法人事業税の外形標準課税	P. 89	P. 102	P. 23	2-2
	テーマ10 法人事業税の税率	}	}	P. 34 P. 62	2-9
第 6 回	テーマ12 法人事業税の申告納付制度			P. 83 }	3-1
	テーマ13 法人事業税の確定申告納付	P. 111	P. 122	P. 91 P. 95	
	テーマ14 法人事業税の中間申告納付	}	}	}	3-3
	テーマ15 貸借対照表等の提出	P. 134	P. 123	P. 98 P. 101 P. 109	4-1
	テーマ18 法人事業税の期限後申告・修正申告			P. 112	
第 7 回	テーマ32 延滞金・加算金	P. 137	P. 56	P. 217 }	4-2
	テーマ19 法人事業税の更正の請求	}	}	P. 222 P. 113	
	テーマ8 課税標準に関する特別な計算	P. 160	P. 59	}	
第 8 回	テーマ16 分割法人の申告納付	P. 163	P. 124 }	P. 103 }	3-1
	テーマ11 分割基準	}	P. 142 P. 88	P. 104	3-3
	実力テスト（通信添削問題）	P. 173	}	P. 79	

## TAC方式 事業税の各テーマの学習内容の類型

### ★ テーマ1 はじめに

テーマ番号	テーマ及び内容	テキストNo.	回数
1	はじめに		
	1-1 事業税の性格	No.1	第1回
	1-2 事業税の特徴	No.1	第1回
	1-3 条文の体系	No.1	第1回
	1-4 本試験の出題傾向と対策	No.1	第1回

### ★ テーマ2 法人事業税の納税義務者

テーマ番号	テーマ及び内容	テキストNo.	回数
2	法人事業税の納税義務者		
	2-1 法人事業税の納税義務者	No.1	第1回

### ★ テーマ3 法人事業税の課税団体

テーマ番号	テーマ及び内容	テキストNo.	回数
3	法人事業税の課税団体		
	3-1 法人事業税の課税団体	No.1	第1回
	3-2 事務所又は事業所	No.1	第1回
	3-3 外国法人の事務所又は事業所	No.1	第1回
	3-4 内国法人の外国に有する事業が行われる場所	No.1	第1回

### ★ テーマ4 法人事業税の課税客体

テーマ番号	テーマ及び内容	テキストNo.	回数
4	法人事業税の課税客体		
	4-1 法人事業税の課税客体	No.1	第4回
	4-2 非課税となる事業等	No.1	第4回

★ テーマ5 法人事業税の課税標準

テーマ番号	テーマ及び内容	テキストNo.	回数
5	法人事業税の課税標準 5-1 法人事業税の課税標準	No.1	第1回

★ テーマ6 法人事業税の所得等の算定方法

テーマ番号	テーマ及び内容	テキストNo.	回数
6	法人事業税の所得等の算定方法 6-1 計算パターン 6-2 各事業年度の所得の算定方法 6-3 法人税の所得計算の例によらない項目	No.1 No.1 No.1 No.1	第2回 第2回 第2回 第3回

★ テーマ7 法人事業税の外形標準課税制度

テーマ番号	テーマ及び内容	テキストNo.	回数
7	外形標準課税制度 7-1 概要 7-2 付加価値割の課税標準の算定方法 7-3 資本割の課税標準の算定方法 7-4 所得割の課税標準の算定方法 7-5 課税標準の特例の適用除外 7-6 徴収猶予	No.1 No.1・No.2 No.1・No.2 No.1 No.1 No.1	第5回 第5回・第5回 第5回・第5回 第5回 第5回 第5回

★ テーマ8 課税標準に関する特別な計算

テーマ番号	テーマ及び内容	テキストNo.	回数
8	課税標準に関する特別な計算 8-1 外国に支店等を有する内国法人の所得等の計算 8-2 課税事業と非課税事業とをあわせて行う法人の所得等の計算 8-3 電気供給業等とその他の事業とをあわせて行う法人の所得等の計算	No.1 No.1 No.1	第3回 第7回 第7回

★ テーマ9 収入金額の算定方法

テーマ番号	テーマ及び内容	テキストNo.	回数
9	収入金額の算定方法		
	9-1 電気供給・ガス供給業の収入金額	No.2	第4回
	9-2 生命保険会社等の収入金額	No.2	第5回
	9-3 損害保険会社等の収入金額	No.2	第5回
	9-4 少額短期保険業者の収入金額	No.2	第5回
	9-5 貿易保険業の収入金額	No.2	第5回

★ テーマ10 法人事業税の税率

テーマ番号	テーマ及び内容	テキストNo.	回数
10	法人事業税の税率		
	10-1 法人事業税の税率	No.1	第2回
	10-2 収入金額課税法人の標準税率	No.1	第2回
	10-3 所得割に係る軽減税率適用法人の標準税率	No.1	第2回
	10-4 軽減税率不適用法人の標準税率	No.1	第2回
	10-5 外形対象法人の標準税率	No.1	第5回

★ テーマ11 法人事業税の分割基準

テーマ番号	テーマ及び内容	テキストNo.	回数
11	分割基準		
	11-1 分割基準の種類		第3回
	11-2 製造業の分割基準	No.1	第3回
	11-3 その他の事業の分割基準	No.1	第4回
	11-4 鉄道・軌道事業の分割基準	No.1	第4回
	11-5 ガス供給業、倉庫等の分割基準	No.1	第4回
	11-6 電気供給業の分割基準	No.1・No.2	第4回・第8回
	11-7 分割基準を異にする事業をあわせて行う場合	No.1	第8回
	11-8 区分困難な事業所等に係る従業者の数の計算	No.1	第8回
11-9 従業者の数	No.2	第8回	

★ テーマ12 法人事業税の申告納付制度

テーマ番号	テーマ及び内容	テキストNo.	回数
12	法人事業税の申告納付制度		
	12-1 法人事業税の申告納付制度	No.1	第6回

★ テーマ13 法人事業税の確定申告納付

テーマ番号	テーマ及び内容	テキストNo.	回数
13	<b>法人事業税の確定申告納付</b>		
	13-1 中間申告を要しない法人の申告納付	No.1	第6回
	13-2 中間申告を要する法人の申告納付	No.1 No.1	第6回 第6回
	13-3 中間申告納付額の還付・充当	No.1	第6回
	13-4 記載事項等	No.1	第6回
	13-5 申告期限の延長		

★ テーマ14 法人事業税の中間申告納付

テーマ番号	テーマ及び内容	テキストNo.	回数
14	<b>法人事業税の中間申告納付</b>		
	14-1 中間申告の概要	No.1	第6回
	14-2 予定申告による中間申告納付	No.1	第6回
	14-3 仮決算による中間申告納付	No.1	第6回
	14-4 みなす中間申告	No.1	第6回
	14-5 合併法人の中間申告納付	No.2	第7回

★ テーマ15 貸借対照表等の提出

テーマ番号	テーマ及び内容	テキストNo.	回数
15	<b>申告書の自署及び押印等</b>		
	15-1 貸借対照表等の提出	No.1	第6回

★ テーマ16 分割法人の申告納付

テーマ番号	テーマ及び内容	テキストNo.	回数
16	<b>分割法人の申告納付</b>		
	16-1 分割法人の確定申告納付	No.1	第8回
	16-2 分割法人の中間申告納付	No.1	第8回
	16-3 合併分割法人の中間申告納付	No.2	第7回

★ テーマ17 清算中の各事業年度の申告納付

テーマ番号	テーマ及び内容	テキストNo.	回数
17	清算中の各事業年度の申告納付 17-1 清算所得等の申告納付		

★ テーマ18 期限後申告納付・修正申告納付

テーマ番号	テーマ及び内容	テキストNo.	回数
18	期限後申告納付・修正申告納付 18-1 期限後申告納付 18-2 修正申告納付	No.1 No.1	第6回 第6回

★ テーマ19 法人事業税の更正の請求

テーマ番号	テーマ及び内容	テキストNo.	回数
19	法人事業税の更正の請求 19-1 地方税法に共通の更正の請求 19-2 事業税に独自の更正の請求 19-3 分割基準の修正に伴う更正の請求 19-4 更正の請求の手續等	No.1 No.1 No.1 No.1	第7回 第7回 第7回 第7回

★ テーマ20 法人事業税の更正又は決定

テーマ番号	テーマ及び内容	テキストNo.	回数
20	法人事業税の更正又は決定 20-1 更正・決定の概要 20-2 法人税の課税標準を基準とする所得割の更正・決定 20-3 知事の調査による所得割の更正・決定 20-4 知事の調査による付加価値割又は資本割の更正・決定 20-5 外形対象法人に係る決定の場合 20-6 分割法人に係る更正・決定等 20-7 更正・決定の通知等	No.2 No.2 No.2 No.2 No.2 No.2 No.2	第6回 第6回 第6回 第6回 第6回 第6回 第6回



★ テーマ21 事業年度

テーマ番号	テーマ及び内容	テキストNo.	回数
21	事業年度 21-1 概要 21-2 本来の事業年度 21-3 事業年度の特例	No.2 No.2 No.2	第8回 第8回 第8回

★ テーマ22 個人事業税の納税義務者

テーマ番号	テーマ及び内容	テキストNo.	回数
22	個人事業税の納税義務者 22-1 個人事業税の納税義務者	No.2	第1回

★ テーマ23 個人事業税の課税団体

テーマ番号	テーマ及び内容	テキストNo.	回数
23	個人事業税の課税団体 23-1 個人事業税の課税団体 23-2 事務所又は事業所 23-3 外国個人の事務所又は事業所 23-4 内国個人の外国に有する事業が行われる場所	No.2 No.2 No.2 No.2	第1回 第1回 第1回 第1回

★ テーマ24 個人事業税の課税客体

テーマ番号	テーマ及び内容	テキストNo.	回数
24	個人事業税の課税客体 24-1 個人事業税の課税客体 24-2 第1種事業 24-3 第2種事業 24-4 第3種事業 24-5 非課税となる事業等	No.2 No.2 No.2 No.2 No.2	第1回 第1回 第1回 第1回 第2回

★ テーマ25 個人事業税の課税標準

テーマ番号	テーマ及び内容	テキストNo.	回数
25	個人事業税の課税標準 25-1 個人事業税の課税標準	No.2	第2回

★ テーマ26 個人事業税の所得の算定方法

テーマ番号	テーマ及び内容	テキストNo.	回数
26	個人事業税の所得の算定方法 26-1 個人事業税の計算パターン 26-2 個人事業税の所得の算定方法 26-3 所得税の所得計算の例によらない項目 26-4 損益の合算又は通算 26-5 個人事業税の特別な所得の計算	No.2 No.2 No.2 No.2 No.2	第2回 第2回 第2回 第2回 第2回

★ テーマ27 青色事業専従者控除等

テーマ番号	テーマ及び内容	テキストNo.	回数
27	青色事業専従者控除等 27-1 青色事業専従者控除 27-2 白色事業専従者控除 27-3 もっぱらその個人の行う事業に従事するか否かの判定 27-4 専従事業者に該当しない者	No.2 No.2 No.2 No.2	第3回 第3回 第3回 第3回

★ テーマ28 個人事業税の各種控除者

テーマ番号	テーマ及び内容	テキストNo.	回数
28	個人事業税の各種控除者 28-1 各種控除の概要 28-2 損失の繰越控除 28-3 被災事業用資産の損失の繰越控除 28-4 事業用資産の譲渡損失の控除 28-5 事業用資産の譲渡損失の繰越控除 28-6 事業主控除 28-7 各種控除のその他留意点	No.2 No.2 No.2 No.2 No.2 No.2 No.2	第3回 第3回 第3回 第3回 第3回 第3回 第3回

★ テーマ29 個人事業税の税率

テーマ番号	テーマ及び内容	テキストNo.	回数
29	<b>個人事業税の税率</b>		
	29-1 個人事業税の税率	No.2	第2回
	29-2 個人事業税の標準税率	No.2	第2回
	29-3 異なる税率の適用を受ける場合	No.2	第2回

★ テーマ30 個人事業税の分割基準

テーマ番号	テーマ及び内容	テキストNo.	回数
30	<b>個人事業税の分割基準</b>		
	30-1 個人事業税の分割基準	No.2	第2回

★ テーマ31 個人事業税の賦課・徴収

テーマ番号	テーマ及び内容	テキストNo.	回数
31	<b>個人事業税の賦課・徴収</b>		
	31-1 賦課・徴収の概要	No.2	第7回
	31-2 個人事業税の賦課の方法	No.2	第7回
	31-3 個人事業税の徴収の方法	No.2	第7回
	31-4 分割個人に対する賦課方法	No.2	第7回
	31-5 個人事業税の申告	No.2	第7回

★ テーマ32 延滞金・加算金

テーマ番号	テーマ及び内容	テキストNo.	回数
32	<b>延滞金・加算金</b>		
	32-1 延滞金の納付	No.1	第7回
	32-2 加算金の徴収	No.1	第7回



# テキスト

<今回の学習内容>

**第1回講義 使用ページ**

基礎マスター・速修コース P 1～26



# 第 1 回

<今回の学習内容>

●**テーマ 1 はじめに**

- 1-1 事業税の性格
- 1-2 事業税の特徴
- 1-3 条文の体系
- 1-4 本試験の出題傾向と対策

●**テーマ 2 法人事業税の納税義務者**

- 2-1 法人事業税の納税義務者

●**テーマ 3 法人事業税の課税団体**

- 3-1 法人事業税の課税団体
- 3-2 事務所又は事業所
- 3-3 外国法人の事務所又は事業所
- 3-4 内国法人の外国に有する事業が行われる場所

●**テーマ 5 法人事業税の課税標準**

- 5-1 法人事業税の課税標準





# テーマ 1 はじめに

理論：重要度 ★

計算：重要度 ★

事業税の学習をはじめると同時に、事業税の理論的な位置付けと事業税の特徴について理解するとともに、合格点を取るための学習方法を習得する。



## 学習のポイント

1. 事業税の性格と事業税の特徴を理解する。
2. 正確な理論暗記の土台として地方税法で用いられる慣用語の意味と用法を押さえる。
3. 本試験の出題傾向を知り、効率的な学習方法を身に付ける。

# 1-1 事業税の性格

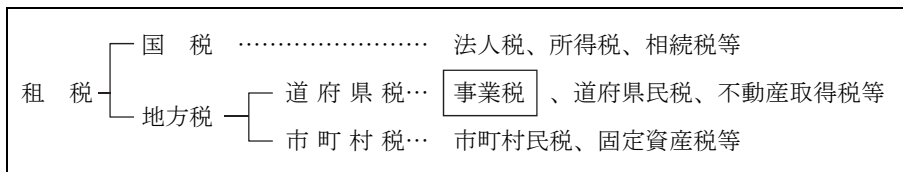
事業税を学習するにあたり、まず、その性格として以下の3点が挙げられる。

## ① 事業税は地方税（道府県税）である。

事業税は法人税・所得税等の国税と異なり、47の都道府県が課税権を持っており、課税標準や税率などの基本的な課税要件はすべて各都道府県の条例の定めによる。このように事業税は地方税（道府県税）である。

## 参考

我国の租税には、国が課する税である国税と、地方公共団体が課する税である地方税とがある。



## ② 事業税は物税である。

事業税は法人税や所得税のように、その所得者の給付能力（＝人）に着目して課税する租税（人税）ではなく、その事業自体（＝物）に着目して課税する租税（物税）である。

種 類	内 容	例
人 税	個人・法人という人に着目	所得税・法人税
物 税	事業(物)そのものに着目	事業税・消費税

## ③ 事業税は各種行政サービスの対価たる租税である。

事業を行う者は、各都道府県において道路、港湾、教育、衛生等の公共的な施設を利用して事業活動を行っており、事業税は、その利用の対価として位置付けられる。

## ！ここを覚えろ！

1. 事業税は地方税（道府県税）である。
2. 事業税は物税である。
3. 事業税は各種行政サービスの対価たる租税である。

## 1-2 事業税の特徴

### ① 事業税は国が大枠を「地方税法」で定め、各道府県がその枠内で「条例」を定めている。

- (1) 地方税は、地方団体が課する税金である。地方団体とは都道府県、市町村のことで、47都道府県と1,700余りの市町村からなっている。このように地方税は全国1,800程度の地方団体が課税団体となり、それぞれの地方団体に何らかのかかわりのある者に負担を求めるものである。
- (2) この場合に、これらの地方団体がそれぞれ勝手に地方税を賦課し徴収することになると、二重課税等の不公平が生ずることとなる。そこで日本国憲法、地方自治法の規定をうけて「地方税法」が定められている。
- (3) この「地方税法」は、地方団体の課税権の大枠を定めたものであって、都道府県や市町村はその枠内で具体的に課税する税目、課税客體、課税標準、税率、その他賦課徴収について、「各地方団体の条例」で定めることとされる。

### ② 事業税は法人事業税と個人事業税から成っている。

事業税は、法人の行う事業に対して課する税、すなわち法人事業税と、個人が行う事業に対して課する税、すなわち個人事業税から成り、次のとおり対比される。

	法人事業税	個人事業税
1. 課税客體	法人の行う事業の全て	第1種事業・第2種事業及び第3種事業の3事業のみ
2. 課税標準の算定期間	事業年度単位	暦年（1月1日から12月末日までの期間）単位
3. 課税標準の種類	原則……① 付加価値額 ② 資本金等の額 ③ 所得 例外……収入金額 ① 電気供給業 ② ガス供給業 (一定のものを除く。) ③ 保険業 ④ 貿易保険業	所得



## 設例

甲株式会社（以下「甲社」という。）の納付すべき法人事業税額を算定しなさい。

〔資料〕

1. 甲社は製造業を営んでおり、所得割のみが課される法人に該当する。
2. 所得割の課税標準である各事業年度の所得金額は、10,000,000円である。
3. 甲社は軽減税率適用法人に該当するが、その税率は以下のとおりである。

(1) 所得のうち年400万円以下の金額  $\frac{3.5}{100}$

(2) 所得のうち年400万円超、800万円以下の金額  $\frac{5.3}{100}$

(3) 所得のうち年800万円超の金額  $\frac{7.0}{100}$

4. 甲社の所得割の算定上採用される分割基準の数値は、以下の通りである。

A県 70人      B県 30人

## 解説

1. 課税標準額の算定

(1) 所得の総額 10,000,000円

- (2) 課税標準額の総額

甲社は、軽減税率適用法人に該当する。

① 年400万円以下の金額 4,000,000円

② 年400万円超、800万円以下の金額 4,000,000円

③ 年800万円超の金額

$$10,000,000円 - (4,000,000円 + 4,000,000円) = 2,000,000円 \quad (\text{千円未満切捨})$$

2. 分割課税標準額の算定

- (1) 分割基準

A県 70人

B県 30人

---

100人

はじめに

(2) 分割課税標準額（それぞれ千円未満切捨）

① 年400万円以下の金額

$$\text{A 県} \quad 4,000,000 \text{ 円} \times \frac{70 \text{ 人}}{100 \text{ 人}} = 2,800,000 \text{ 円} \quad a_1$$

$$\text{B 県} \quad 4,000,000 \text{ 円} \times \frac{30 \text{ 人}}{100 \text{ 人}} = 1,200,000 \text{ 円} \quad b_1$$

② 年400万円超、800万円以下の金額

$$\text{A 県} \quad 4,000,000 \text{ 円} \times \frac{70 \text{ 人}}{100 \text{ 人}} = 2,800,000 \text{ 円} \quad a_2$$

$$\text{B 県} \quad 4,000,000 \text{ 円} \times \frac{30 \text{ 人}}{100 \text{ 人}} = 1,200,000 \text{ 円} \quad b_2$$

③ 年800万円超の金額

$$\text{A 県} \quad 2,000,000 \text{ 円} \times \frac{70 \text{ 人}}{100 \text{ 人}} = 1,400,000 \text{ 円} \quad a_3$$

$$\text{B 県} \quad 2,000,000 \text{ 円} \times \frac{30 \text{ 人}}{100 \text{ 人}} = 600,000 \text{ 円} \quad b_3$$

3. 事業税額の算定（それぞれ百円未満切捨）

(1) A 県

$$a_1 \quad 2,800,000 \text{ 円} \times \frac{3.5}{100} = 98,000 \text{ 円}$$

$$a_2 \quad 2,800,000 \text{ 円} \times \frac{5.3}{100} = 148,400 \text{ 円}$$

$$a_3 \quad 1,400,000 \text{ 円} \times \frac{7.0}{100} = 98,000 \text{ 円}$$

納付額 344,400 円

(2) B 県

$$b_1 \quad 1,200,000 \text{ 円} \times \frac{3.5}{100} = 42,000 \text{ 円}$$

$$b_2 \quad 1,200,000 \text{ 円} \times \frac{5.3}{100} = 63,600 \text{ 円}$$

$$b_3 \quad 600,000 \text{ 円} \times \frac{7.0}{100} = 42,000 \text{ 円}$$

納付額 147,600 円

(なお、軽減税率適用法人の詳細については後日学習します。)

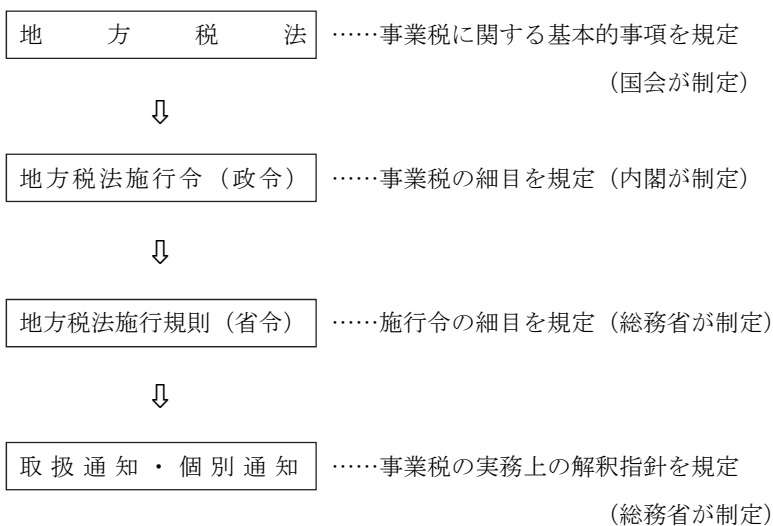
## 1-3 条文の体系

本試験の理論問題の合否は、題意に合わせて、いかに条文に忠実に書けているかどうかで決まる。したがって、税法用語は正確であるが、文章の意味が通らない答案では得点にならない。理論を正確に覚えることができるかどうかは、条文が正確に読めるかどうかにかかっている。

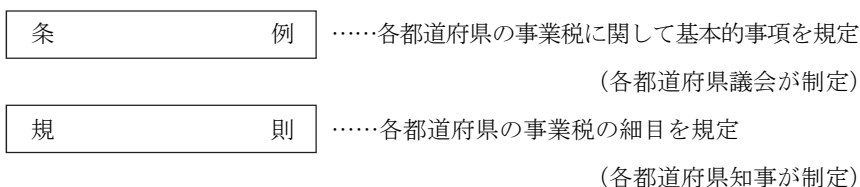
### ① 事業税条文の体系

事業税の条文の体系は、国税と同様に制定した者が誰であるかにより、次のようになっている。

#### (1) 国及びその機関が規定するもの



#### (2) 都道府県及び都道府県知事が規定するもの





## 参考 事業税と国税の条文体系の比較

事業税	国 税
総 則	国 税 通 則 法
本 則※	法 人 税 法 等
附 則	租 税 特 別 措 置 法
地方税法施行令	法人税法施行令等
地方税法施行規則	法人税法施行規則等
取 扱 通 知	基 本 通 達
個 別 通 知	個 別 通 達

※ 第72条～第72条の76



# 1-4 本試験の出題傾向と対策

## ① 過去10年間の出題内容

回	年	理論				計算			
		第一問	個別	法人	30	第三問	個人	個別	50
63	平成25年	第二問	応用	法人	20	第三問	個人	総合	50
64	平成26年	第一問	個別	法人	30	第三問	個人	総合	40
		第二問	応用	法人	30		個人	総合	
65	平成27年	第一問	個別	法人	30	第三問	法人	総合	40
		第二問	応用	個人	30		個人	総合	
66	平成28年	第一問	個別	法・個	30	第三問	法人	総合	45
		第二問	応用	法人	25		個人	総合	
67	平成29年	第一問	個別	法人	30	第三問	法人	総合	45
		第二問	応用	個人	25		個人	個別	
68	平成30年	第一問	個別	法人	30	第三問	個人	総合	45
		第二問	応用	法人	25		個人	総合	
69	令和元年	第一問	個別	法・個	30	第三問	法人	総合	45
		第二問	応用	法人	25		個人	総合	
70	令和2年	第一問	個別	法人	50	第二問	法人	個別	50
			応用	法・個			個人	総合	
71	令和3年	第一問	個別	法人	50	第二問	法人	総合	50
			応用	法人			個人	総合	
72	令和4年	第一問	個別	個人	50	第二問	法人	総合	50
			応用	法人			個人	総合	

(1) 配点……理論が50点～75点、計算が25点～50点

(2) 総合 or 個別……理論は応用30%、個別70%

計算は毎年税額算定まで要求する総合問題形式、但し出題内容はバラエティに富む。

(3) 法人 or 個人……理論は法人70%、個人30%

計算は法人90%、個人10%

(4) 分割 or 非分割……理論は50%

計算は毎年分割を前提に出題されている。

(5) 解答用紙……理論10～12枚、計算7～8枚

(6) 出題者……総務省、自治税務局、都道府県税課長

(7) 合格率……令和2年:13.1%、令和3年:12.6%、令和4年:14.1%

## ② 理論対策

事業税は本試験における理論の配点が70点であることから明らかなように総合理論であれ、個別理論であれ、解答の量と内容の質が一定レベル以上であることが要求されることになる。

したがって、理論の対策としては、直前期までに重要個別問題（理論マスターのAランク）をテキストの内容に沿って、しっかり押さえることが重要である。さらにこの期間の個別理論を土台として直前期に総合問題や事例問題に数多く触れてもらう予定である。

## ③ 計算対策

分割法人を前提にした法人事業税額算定までの総合計算問題という出題パターンはほぼ毎年変化がないし、内容的にも平易な問題が多いため、得点しやすい部分と言える。練習不足によるミスを予防するためにもこまめに問題を解きなおして欲しい。また、理論の知識を補完したり、深めるためにも理論の学習と関連付けて問題に当たることが重要といえる。

## テーマ 2

# 法人事業税の納税義務者

理論：重要度 ★★★

計算：重要度 一

事業税においていかなる法人が納税義務を有するかを原則と例外に分けて学習していく。



### 学習のポイント

1. 法人事業税の納税義務者は、原則として、いかなる法人なのかを前提条件とともに正確に押さえること。
2. 人格のない社団等は事業税でいかに位置付けられるかを押さえること。
3. 例外的取扱い ①～③のタイトルを挙げられること。
4. 理論マスター1-1（法人事業税部分のみ）を正確に覚えること。

## 2-1 法人事業税の納税義務者

### ① 原則① 国内に事務所又は事業所を設けて事業を行う法人 (法72の2①)

(1) 国内に事務所等を設けて事業を行う法人

法人事業税は、法人の行う事業に対し、(2)の事業及び法人の区分に応じ、それぞれに定める額によって事務所又は事業所（以下「事務所等」という。）所在の道府県において、その法人に課する。

(2) 課税区分

① ②から④以外の事業

イ ロ以外の法人（外形対象法人）……付加価値割額、資本割額及び所得割額の合算額

ロ 公益法人等、特別法人、人格のない社団等その他一定の法人並びにこれら以外の法人で資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下のもの又は資本若しくは出資を有しないもの……所得割額

② 電気供給業（次の③の事業を除く。）、ガス供給業のうち導管ガス供給業（一般ガス導管事業及び特定ガス導管事業をいう。）、保険業及び貿易保険業  
……収入割額

③ 電気供給業のうち小売電気事業等（小売電気事業に準ずるものとして一定のものを含む。）、発電事業等（発電事業に準ずるものとして一定のものを含む。）及び特定卸供給事業

イ ロ以外の法人  
……収入割額、付加価値割額及び資本割額の合算額

ロ 上記(2)①ロの法人  
……収入割額及び所得割額の合算額

④ ガス供給業のうち特定ガス供給業  
……収入割額、付加価値割額及び資本割額の合算額

### ② 原則② 人格のない社団等（法72の2④）

法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、収益事業又は法人課税信託の引受けを行うもの（その社団又は財団で収益事業を廃止したものを含む。以下「人格のない社団等」という。）は法人とみなされて事業税の納税義務者となる。

### ③ 例外① 非課税事業を行う法人（法72の4）

上記1、2に該当する法人であっても、地方税法に定める非課税事業のみを行う法人又は非課税団体等一定のものに該当する場合には、事業税の納税義務者とはならない。

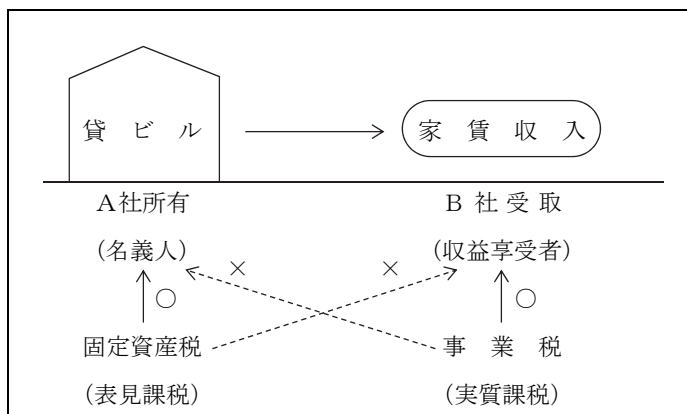
#### ④ 例外② 実質課税の原則（法72の2の3）

事業税において、資産又は事業から生ずる収益が法律上帰属するとみられる者が単なる名義人であって、その収益を享受せず、その者以外の者がその収益を享受する場合には、その収益に係る事業税は、その収益を享受するものに課することとしている。

つまり、名義人と実質的収益の享受者が異なる場合には、実質的な収益の享受者が納税義務者となる。

(注) 趣旨……事業収益から生ずる所得 → 実質享受者に事業税を課する。

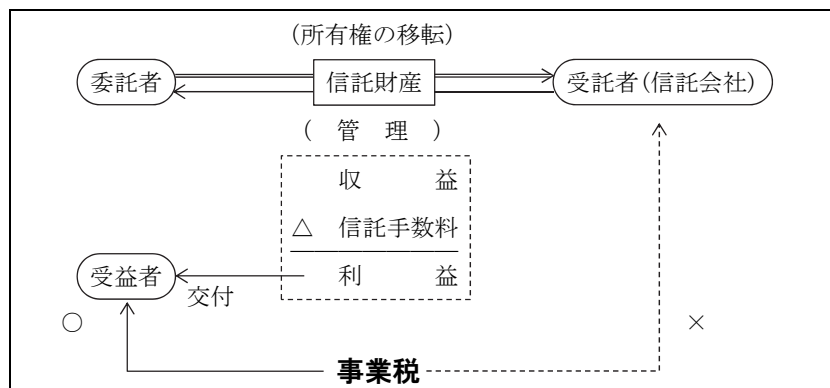
	納税義務者
名 義 人	×
収益享受者	○



#### ⑤ 例外③ 信託財産と事業税（法72の3）

信託の受益者（受益者として権利を有するものに限る。）は、その信託の信託財産に属する資産及び負債を有するものとみなし、かつ、その信託財産に帰せられる収益及び費用は、その受益者の収益及び費用とみなして事業税を課する。

(注) 趣旨……信託財産から生ずる所得→受益者に事業税を課する。



## ❗ここを覚えろ！

1. 原則が2つ例外が3つある。
2. 理論マスター1-1（法人事業税の部分のみ）

## テーマ 3

## 法人事業税の課税団体

理論：重要度 ★★★

計算：重要度 一

法人事業税の場合、誰が課税権を有しているかを学習していく。そしてこの事業税における課税権の有無は、事務所又は事業所の所在によって決定されることから事務所又は事業所の意義についてさらに深く学習していく。



## 学習のポイント

1. 通常の場合、誰が課税団体となるかを押さえる。
2. 分割法人の場合、いかに課税権の調整が行われるかを理解する。
3. 事務所又は事業所の意義を、ポイントの内容を理解しながら正確に押さえること。
4. 外国法人の事務所又は事業所となる恒久的施設を挙げられること。
5. 課税団体の課税権の及ぶ範囲を挙げられること。

## 3-1 法人事業税の課税団体

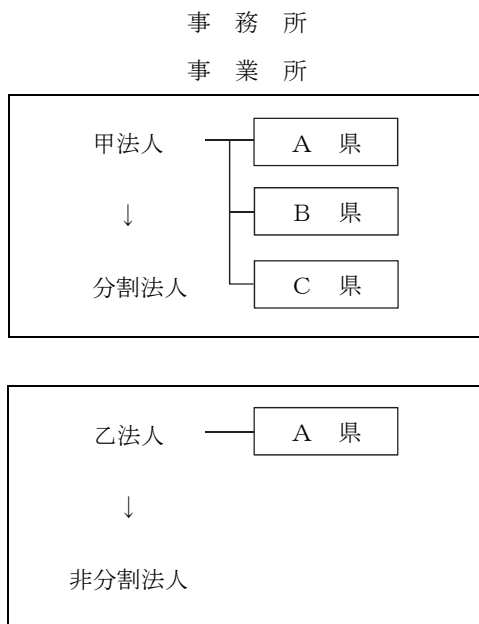
### ① 法人事業税の課税団体（法72の2）

法人の事業税は、法人の行う事業に対し、事務所又は事業所所在の道府県が課するものである。したがって、その事業を行うための事務所又は事業所所在の道府県が課税団体となる。

（注） 地方税法においては、「道府県」という用語が使用されているが、「都」についても道府県に関する規定が準用される。（法1②）

### ② 分割法人の場合（法72の48①）

2以上の道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行っている法人（分割法人という。）については、その法人の課税標準額を一定の基準（分割基準という。）によって関係道府県間に分割することにより、関係道府県の課税権の範囲を明らかにする。





## 3-2 事務所又は事業所

すでに記したように、事業税における課税権の有無は、事務所又は事業所の所在によって決定されることから事務所又は事業所の意義は非常に重要なものとなる。

### ① 事務所又は事業所の意義（取通 1-6）

事務所又は事業所とは、それが自己の所有に属するものであると否とを問わず、事業の必要から設けられた人的及び物的設備であって、そこで継続して事業が行われる場所をいう。

### ② ポイントの分析

#### (1) 自己の所有に属するものであると否とを問わず（所有を問わない）

物的設備が必ずしもその法人の所有物でなくとも、たとえば、貸ビルを借りて事業を行っている場合でもよい。

#### (2) 事業（広い意味の事業）

事務所又は事業所において行う事業は、その法人の本来の事業の取引に関するものであることを必要とせず、本来の事業に直接、間接に関連して行われる附随的事业であっても社会通念上そこで事業が行われていると考えられるものについては、事務所又は事業所とされる。

（注1） 内部的、便宜的目的のみに供される場所（→事務所又は事業所に含まれない。）

小使等の外に別に事務員を配置せず
もっぱら従業員の宿泊、監視等のみを行う
宿泊所、従業員詰所、番小屋、監視所等

#### (3) 人的及び物的設備（人も物も）

事務所又は事業所とは、事業の必要から設けられる人的及び物的設備であり、単に物的設備である材料倉庫のみで、人的設備である人員等の配置がないものは事務所又は事業所とされない。

(4) **継続して事業が行われる場所**（継続性）

事務所又は事業所と認められるためには、その場所において行われる事業がある程度の継続性をもったものであることを要するから、たまたま2、3ヶ月程度の一時的な事業の用に供する目的で設けられる現場事務所、仮小屋等は事務所又は事業所とはされない。

（注） 季節営業の場合

避暑地において、季節営業として毎年定期的に2、3ヶ月程度事業を行っている場合には、事務所又は事業所とされる。

## 設 例

事業税の「事務所又は事業所」となるか否か判定しなさい。

- (1) 貸ビルの1階フロアを賃借している営業所
- (2) 新製品の開発を行う研究所
- (3) 伊豆の保養所
- (4) 無人の材料倉庫
- (5) 毎年夏の間営業する九十九里の海の家
- (6) 2ヶ月間の一時的な事業の用に供する目的で設けた現場事務所

## 解 説

- (1) ○ …… 自己の所有に属するものでなくともよい。
- (2) ○ …… 附随的事业が行われる場所も含まれる。
- (3) × …… 事業に関連しない会社の内部的目的のために供される場所であるから除かれる。
- (4) × …… 人的設備である人員の配置なし
- (5) ○ …… 毎年定期的に季節営業を行っている。
- (6) × …… 継続性なし

## ❗ここを覚えろ！

事務所又は事業所とは、それが自己の所有に属するものであると否とを問わず、事業の必要から設けられた人的及び物的設備であって、そこで継続して事業が行われる場所をいう。

## 3-3 外国法人の事務所又は事業所

### ① 外国法人の事務所又は事業所（法72の2⑥）

国内に本店又は主たる事務所等を有しない法人の行う事業に対する事業税の適用については、恒久的施設をもって、その事務所又は事業所とする。

### ② 恒久的施設（令10）

次に掲げるものをいう。

ただし、我が国が締結した租税条約において次に掲げるものと異なる定めがある場合には、外国法人又は国内に主たる事務所等有しない個人（以下「外国法人等」という。）については、その条約において定められたものとする。

#### (1) 国内にある支店、工場その他の事業を行う場所

- ① 事業の管理を行う場所、支店、事務所、工場又は作業場
- ② 鉱山、採石場その他の天然資源を採取する場所
- ③ その他事業を行う一定の場所。

#### (2) 国内にある長期建設工事現場等

建設、据付けの工事又はこれらの指揮監督の役務の提供（以下「建設工事等」という。）で1年を超えて行う場所。

建設工事等の期間を1年以内にするを主たる目的として契約を分割して締結した場合などその他一定の場合には、建設工事等が1年を超えて行われるものであるかどうかの判定は、それらを合計した期間により判定する。

（注）除外する場所

外国法人等に属する物品若しくは商品又はそれらの在庫の保管、展示又は引渡しのためにのみ使用又は保有する施設等については、それが外国法人等の事業の遂行にとって準備的又は補助的な性格のものである場合には、上記(1)及び(2)に規定する場所に含まれないものとする。

ただし、国内にある上記(1)に掲げる場所（以下、「事業を行う一定の場所」という。）を使用し、又は保有する外国法人等が、その事業を行う一定の場所以外の場所（以下「他の場所」という。）においても事業上の活動を行う場合において、当該他の場所が外国法人等の恒久的施設に該当するなど一定の要件に該当するときは、適用されない。

#### (3) 国内にある代理人等

外国法人等が国内に置く自己のために契約を締結する権限のある者その他一定の者

## ❗ここを覚えろ！

**1.** 外国法人の行う事業に対する事業税の適用については、恒久的施設をもって事務所等とする。

**2.** 恒久的施設とは次に掲げるものである。

ただし、日本国が締結した租税条約において次に掲げるものと異なる定めがあるときは、その租税条約に定められたものとする。

**(1) 国内にある支店等**

- ① 事業の管理を行う場所、支店など
- ② 天然資源を採取する場所
- ③ その他事業を行う一定の場所

**(2) 国内にある長期建設工事現場等**

**(3) 国内にある代理人等**

## 3-4 内国法人の外国に有する事業が行われる場所（法72の24、令20の2の20）

事業税における事業とは国内における事業であり、外国の事業は本来事業税の課税対象から除外されている。ここでは内国法人の外国に有する事業が行われる場所を明らかにすることで、除外される範囲を確認する。

### ① 内国法人の外国に有する事業が行われる場所

内国法人が法の施行地以外に有する **恒久的施設** をいう。

### ② 国外にある **恒久的施設** とは

→ 3-3 ②の(1)～(3)と同様のもの

## ！ここを覚えろ！

1. 事業税の事務所又は事業所（まとめ）		
	内 国 法 人	外 国 法 人
国内の 事務所、事業所	<b>3-2</b> ポイント (1)～(2)	<b>3-3</b> 恒久的施設 (1)～(3)
国外の 事業が行われる 場所	<b>3-4</b> 恒久的施設 (1)～(3)	
2. 上記1で <b>3-2</b> と <b>3-3</b> が事業税の課税対象となる。		

## テーマ 5

## 法人事業税の課税標準

理論：重要度 ★★★

計算：重要度 ★★★

法人事業税の課税標準（税率を乗ずるもと）について学習する。収入金額、外形標準といった事業税独特の課税標準がいかなる法人に適用されるのかを確実に押さえながら見て欲しい。



## 学習のポイント

1. 電気供給業、ガス供給業（一定のガス供給業を除く。）、保険業及び貿易保険業を営む法人が納付すべき収入割の課税標準は各事業年度の収入金額とする。
2. 上記1以外の法人は①外形対象法人と②所得課税法人（所得割のみが課される法人）に区分される。
3. 上記2②の法人は、条例の定めがある場合に資本金額、売上金額などの外形標準を課税標準とすることが認められている。

## 5-1 法人事業税の課税標準

### ① 課税標準の概要（法72の12、法72の2①）

対 象		税の区分	課税標準	
(1) (2)以外の事業 (注1)	① ②以外の法人	付加価値割	付加価値額	
		資本割	資本金等の額	
		所得割	所得	
	② 資本金1億円以下の株式会社、特別法人その他の法人	原則	所得割	所得
特例		資本金の額、売上金額等の外形標準		
(2) 電気供給業 ガス供給業 保険業 貿易保険業	① ②及び③以外の法人（ガス供給業については導管ガス供給業に限る）		収入割	収入金額
	② 小売電気事業等 発電事業等 特定卸供給事業	資本金 1億円超	収入割	収入金額
			付加価値割	付加価値額
		資本金 1億円以下	資本割	資本金等の額
			収入割	収入金額
	③ 特定ガス供給業	所得割	所得	
		収入割	収入金額	
		付加価値割	付加価値額	
		資本割	資本金等の額	

(注1) ガス供給業のうち導管ガス供給業及び特定ガス供給業以外の事業を含む。

### ② 参考

事業税は、公共的施設の利用税であることを考えると、事業から利益が生じない場合にも負担しなければならないこととなる。

したがって課税標準は、資本金額や売上金額などの外形的基準によることが望ましいということになるが、小規模な法人については、企業の税負担能力を考慮して利益が生じたときに事業税を課することとしている。

### ② 何故各事業年度の収入金額を課税標準とするのか

電気供給業、ガス供給業（一定のガス供給業を除く）、保険業及び貿易保険業については、法人の事業税を顧客に転嫁することなどが比較的容易であることから各事業年度の収入金額を課税標準としている。

電気供給業のうち小売電気事業等、発電事業等及び特定卸供給事業については、収入金額課税方式に加えて、資本金の額が1億円を超える法人には、付加価値割及び資本割が、資本金の額が1億円以下の法人には、所得割が課される。

特定ガス供給業については、収入割、付加価値割及び資本割が課される。



### ③ 各事業年度の付加価値額、資本金等の額及び所得

(1) 外形対象法人

②により収入金額に課税される法人以外の法人のうちその資本金の額が1億円を超えるものについては、付加価値額及び資本金等の額による外形標準課税方式と、所得に対して課税する所得課税方式により事業税が課される。

- ① 付加価値額…(報酬給与額+純支払利子+純支払賃借料)±単年度損益
- ② 資本金等の額…法人税法に規定する資本金等の額
- ③ 所得…各事業年度の所得

(2) 所得課税法人(所得割のみが課される法人)

その他の法人については、税負担能力や顧客への転嫁等を考えて、各事業年度の所得を課税標準としている。

### ④ 課税標準の特例(法72の24の4)

① 外形対象法人以外の法人の行う事業(電気供給業、ガス供給業、保険業及び貿易保険業を除く。)に対する事業税の課税標準は

② 事業の<sup>じょうきょう</sup>状況に<sup>じょうきょう</sup>応じ、所得と併せて

③ 資本金額、売上金額、家屋の床面積又は、価格、土地の地積又は価格、従業員

数等を用いることができる。

## !ここを覚えろ!

1. 各事業年度の収入金額を課税標準とする法人は電気供給業、ガス供給業(一定の法人を除く。)、保険業及び貿易保険業を営む法人である。
2. 外形対象法人と所得課税法人に係る課税標準について整理しおさえること。
3. 所得課税法人は課税標準の特例として、所得と併せて資本金額、売上金額等を用いることが認められる。
4. “各事業年度”といった用語を書きもらさぬように解答する。

<メ モ>

# トレーニング

<今回の学習内容>

**第1回講義 使用ページ**

基礎マスター・速修コース P2~9

**問題 1 (事業税の概要)****基礎**

〔設問 1〕 事業税の性格について下記①～③を埋めなさい。

- 1 事業税は地方税 (  税 ) である。
- 2 事業税は  である。
- 3 事業税は  たる租税である。

〔設問 2〕 事業税の特徴について下記の表を完成させなさい。

	法人事業税	個人事業税
1.課税客体		
2.課税標準の算定期間		
3.課税標準の種類		
4.所得の算定方法		
5.税率		
6.徴収方法		

【解答】

〔設問1〕 ① 道府県 ② 物税 ③ 各種行政サービスの対価

〔設問2〕

	法人事業税	個人事業税
1.課税客体	法人の行う事業の全て	第1種事業・第2種事業及び第3種事業の3事業のみ
2.課税標準の算定期間	事業年度単位	暦年（1月1日から12月末日までの期間）単位
3.課税標準の種類	原則…①付加価値額 ②資本金等の額 ③所得 例外…④収入金額 イ電気供給業 ロガス供給業 （一定のものを除く） ハ保険業 ニ貿易保険業	所得
4.所得の算定方法	法人税の所得の計算の方法	所得税の不動産所得・事業所得の計算の方法
5.税率	法人の性格により適用税率が区分	事業の性格により適用税率が区分
6.徴収方法	申告納付の方法	普通徴収の方法

問題2 (法人事業税の納税義務者①)

基礎

法人事業税の課税区分について下記の文章を完成させなさい。

(1) (2)から(4)以外の事業

① ②以外の法人 ( A )

…………… B , C 及び D の合算額

② E , 特別法人, 人格のない社団等その他一定の法人並びにこれら以外の法人で資本金の額若しくは出資金の額が F のもの又は資本若しくは出資を要しないもの  
…………… D

(2) G (次の(3)の事業を除く。), H のうち導管ガス供給業 (一般ガス導管ガス事業及び特定ガス導管事業をいう。), I 及び貿易保険業  
…………… J

(3) G のうち小売電気事業等 (小売電気事業に準ずるものとして一定のものを含む。), 発電事業等 (発電事業に準ずるものとして一定のものを含む。) 及び特定卸供給事業

① ②以外の法人

…………… J , B 及び C の合算額

② 上記(1)②の法人

…………… J 及び D の合算額

(4) H のうち特定ガス供給業

…………… J , B 及び C の合算額

【解 答】

A	外形対象法人	B	付加価値割額	C	資本割額
D	所得割額	E	公益法人等	F	1億円以下
G	電気供給業	H	ガス供給業 (導管ガス供給業に限る。)	I	保険業
J	収入割額				

**問題3** (法人事業税の納税義務者②)

**基礎**

[設問1] 下記の文章を完成させなさい。

に事務所又は事業所を設けて事業を行う法人  
法人事業税は、法人の行う  に対し、地方税法第72条の2第1項に掲げる事業  
及び法人の区分に応じ、それぞれに定める額によって  所在の  において、  
その法人に課する。

[設問2] 法人でない社団又は財団が法人とみなされて事業税の納税義務者となるのは、どのような場合ですか。



**【解答】**

〔設問 1〕

a	国内	b	事業	c	事務所又は事業所
d	道府県				

〔設問 2〕 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、収益事業又は法人課税信託の引受けを行うもの（その社団又は財団で収益事業を廃止したものを含む。）は、法人とみなして、事業税を課する。

**問題 4** (事務所又は事業所)**基礎**

〔設問 1〕 事業税における事務所又は事業所の意義について、下記①～④を埋めなさい。

事務所等とは、それが 、の必要から設けられた であって、そこで をいう。

〔設問 2〕 次の(1)から(10)のうち事務所又は事業所に該当するものには○を、該当しないものには×を記しなさい。

- (1) 従業員の宿泊所
- (2) 甲社の商品保管のための倉庫（管理人を配置していない。）
- (3) 借りししたビルの一室に設けた事務所
- (4) 軽井沢に毎年6月から8月まで設けているみやげ物店
- (5) たまたま一ヶ月間一時的な事業の用に供する目的で設けた現場事務所
- (6) 当社の販売用製品の製造工場（従業員は80人）
- (7) 倉庫業者の倉庫（管理人を配置している。）
- (8) 季節営業による2，3ヶ月程度の海の家
- (9) 材料置場
- (10) 賃貸用マンション（管理人を配置していない。）

**【解答】**

- 〔設問 1〕 ① 自己の所有に属するものであるか否かにかかわらず ② 事業  
③ 人的及び物的設備 ④ 継続して事業が行われる場所

- 〔設問 2〕 (1) × (6) ○  
(2) × (7) ○  
(3) ○ (8) ○  
(4) ○ (9) ×  
(5) × (10) ×



# 理論マスター

<今回の学習内容>

第1回講義 使用ページ

基礎マスター・速修コース テーマ1-1、1-2

1. 法人事業税の納税義務者

重要度◎

(1) 国内に事務所等を設けて事業を行う法人 (法72の2①)

法人事業税は、法人の行う事業に対し、次の(4)の事業の区分に応じ、それぞれに定める額により事務所又は事業所（以下「事務所等」という。）所在の道府県において、その法人に課する。

(2) 人格のない社団等 (法72の2④)

法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、収益事業又は法人課税信託の引受けを行うもの（その社団又は財団で収益事業を廃止したものを含む。以下「人格のない社団等」という。）は、法人とみなして、事業税を課する。

(3) みなし課税法人 (法72の2⑤)

法人課税信託の引受けを行う個人には、個人事業税を課するほか、法人とみなして、法人事業税を課する。

(4) 課税区分 (法72の2①)

① ②から④以外の事業

イ ロ以外の法人（外形対象法人）……付加価値割額、資本割額及び所得割額の合算額

ロ 公益法人等、特別法人、人格のない社団等その他一定の法人並びにこれら以外の法人で資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下のもの又は資本若しくは出資を有しないもの……所得割額

② 電気供給業（次の③の事業を除く。）、ガス供給業のうち導管ガス供給業（一般ガス導管事業及び特定ガス導管事業をいう。）、保険業及び貿易保険業……収入割額

③ 電気供給業のうち小売電気事業等（小売電気事業に準ずるものとして一定のものを含む。）、発電事業等（発電事業に準ずるものとして一定のものを含む。）及び特定卸供給事業

イ ロ以外の法人……収入割額、付加価値割額及び資本割額の合算額

ロ 上記(4)①ロの法人……収入割額、及び所得割額の合算額

④ ガス供給業のうち特定ガス供給業……収入割額、付加価値割額及び資本割額の合算額

(注) 判定の時期 (法72の2②)

資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人であるかどうか等の判定は、各事業年度終了の日（仮決算による中間申告納付にあってはその事業年度開始の日から6月の期間の末日、清算中の各事業年度の申告納付にあっては解散の日）の現況による。

## 2. 個人事業税の納税義務者

重要度◎

### (1) 国内に事務所等を設けて事業を行う個人（法72の2③）

個人事業税は、個人が行う第1種事業、第2種事業及び第3種事業に対し、所得を課税標準として事務所等所在の道府県において、その個人に課する。

### (2) みなし事務所等（法72の2⑦）

個人が事務所等を設けないで行う第1種事業、第2種事業及び第3種事業については、その事業を行う者の住所又は居所のうちその事業と最も関係の深いものをもって、事務所等とみなして、事業税を課する。

## 3. 外国法人又は外国個人の事務所等（法72の2⑥）

重要度△

外国法人又は外国個人が行う事業に対する事業税の適用については、恒久的施設をもって、その事務所等とする。

## 4. 法人課税信託（法72の2の2）

重要度△

法人課税信託の受託者は、各法人課税信託の信託資産等及び固有資産等ごとに、それぞれ別の者とみなして、事業税の規定を適用する。

## 5. 実質課税の原則（法72の2の3）

重要度△

資産又は事業から生ずる収益が法律上帰属するとみられる者が単なる名義人であって、その収益を享受せず、その者以外の者がその収益を享受する場合には、その収益に係る事業税は、その収益を享受する者に課する。

## 6. 信託財産と事業税（法72の3）

重要度△

信託の受益者（受益者として権利を有するものに限る。）は、その信託財産に属する資産及び負債を有するものとみなし、かつ、その信託財産に帰せられる収益及び費用は、その受益者の収益及び費用とみなして、事業税を課する。

## 7. 非課税事業を行う法人又は個人（法72の4等）

重要度△

上記1. から3. に該当する法人又は個人であっても、非課税事業のみを行う法人又は個人その他一定のものに該当する場合には、事業税の納税義務者とはならない。

8. 用語の意義 (法72)

重要度△

- (1) 付加価値割……付加価値額により課する法人事業税をいう。
- (2) 資本割………資本金等の額により課する法人事業税をいう。
- (3) 所得割………所得により課する法人事業税をいう。
- (4) 収入割………収入金額により課する法人事業税をいう。



(MEMO)

**1-2**

**事業税の事務所又は事業所**

〔ランクB〕

**1. 概要 (法72の2①③)**

重要度△

事業税は、法人の行う事業並びに個人が行う第1種事業、第2種事業及び第3種事業に対し、事務所又は事業所（以下「事務所等」という。）所在の道府県において、その法人及び個人に課する。したがって、事務所等所在の道府県が事業税の課税団体となる。

**2. 内国法人又は内国個人の事務所等 (取通1-6)**

重要度○

(1) 意義

事務所等とは、それが自己の所有に属するものであるか否かにかかわらず、事業の必要から設けられた人的及び物的設備であって、そこで継続して事業が行われる場所をいう。

(2) 留意点

① 事業の必要性について

事務所等において行われる事業は、その個人又は法人の本来の事業の取引に関するものであることを必要とせず、本来の事業に直接、間接に関連して行われる附随的事业であっても社会通念上そこで事業が行われていると考えられるものは、事務所等として取り扱って差し支えない。

② 事業の継続性について

事務所等と認められるためには、その場所で行われる事業がある程度の継続性をもったものであることを要する。

**3. 外国法人等の事務所等 (法72の2⑥)**

重要度△

国内に本店又は主たる事務所等を有しない法人（以下「外国法人」という。）又は国内に主たる事務所等を有しない個人が行う事業に対する事業税の適用については、恒久的施設をもって、その事務所等とする。

**4. 恒久的施設 (法72⑤、令10)**

重要度△

次に掲げるものをいう。

ただし、我が国が締結した租税条約において次に掲げるものと異なる定めがあ

る場合には、外国法人又は国内に主たる事務所等を有しない個人（以下「外国法人等」という。）については、その条約において定められたものとする。

(1) 国内にある支店、工場その他事業を行う次の場所

- ① 事業の管理を行う場所、支店、事務所、工場又は作業場
- ② 鉱山、採石場その他の天然資源を採取する場所
- ③ その他事業を行う一定の場所

(2) 国内にある長期建設工事現場等

建設、据付けの工事又はこれらの指揮監督の役務の提供（以下「建設工事等」という。）で1年を超えて行う場所。

建設工事等の期間を1年以内にするを主たる目的として契約を分割して締結した場合などその他一定の場合には、建設工事等が1年を超えて行われるものであるかどうかの判定は、それらを合計した期間により判定する。

（注）除外する場所

外国法人等に属する物品若しくは商品又はそれらの在庫の保管、展示又は引渡しのためにのみ使用又は保有する施設等については、それが外国法人等の事業の遂行にとって準備的又は補助的な性格のものである場合には、上記(1)及び(2)に規定する場所に含まれないものとする。

ただし、国内にある上記(1)に掲げる場所（以下、「事業を行う一定の場所」という。）を使用し、又は保有する外国法人等が、その事業を行う一定の場所以外の場所（以下「他の場所」という。）においても事業上の活動を行う場合において、当該他の場所が外国法人等の恒久的施設に該当するなど一定の要件に該当するときは、適用されない。

(3) 国内にある代理人等

外国法人等が国内に置く自己のために契約を締結する権限のある者その他一定の者

**5. 個人事業税におけるみなし事務所等（法72の2⑦）**

**重要度△**

個人が事務所等を設けないで行う第1種事業、第2種事業及び第3種事業については、その事業を行う者の住所又は居所のうちその事業と最も関係の深いものをもって、事務所等とみなして、事業税を課する。

